

〇〇〇〇 御中

〇〇営業所 社屋建物の構造検討資料

株式会社ヨシザワ建築構造設計

A.はじめに

先日は、お話をいただきまして、誠にありがとうございました。

〇月〇日（〇）に御社 〇〇営業所の建物を一通り見させていただきまして、所見をまとめましたので、ご報告致します。

今回の御依頼内容

「前面道路に車が通行したり、隣地の建設工事現場の影響で、自社の建物が揺れるのだが、大丈夫なのだろうか？」と不安なことをうかがいました。

建物を一通り見させていただいたうえで、お預かりした図面を拝見し、簡易診断させていただきました。

これ以上の、詳細な診断報告につきましては、別途、調査が必要になります。

B.構造所見

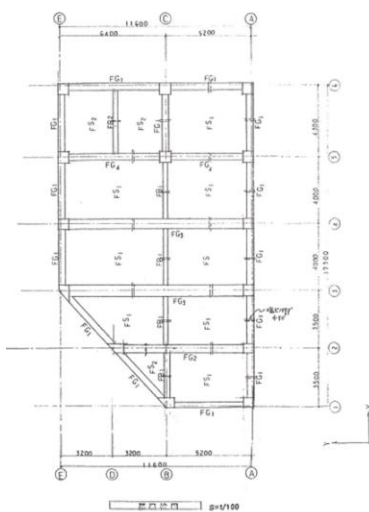
1.基礎構造

貴社基礎構造は、構造図より、「ベタ基礎」構造となっており、杭基礎ではない。軟弱地盤上の3階建ての鉄骨造としては、建物全体の自重から考えると、できれば杭基礎にしたいのだが、支持地盤（支持層）が地下60m、中間層でも地下45mのところにある、コスト面から考えて、ベタ基礎にしたものと考えられる。



写真③

軟弱地盤を雪上面と考えると、ベタ基礎は「かんじき」の役割をするものと考えてもらいたい。建物全重量をベタ基礎（かんじき）で分散させて、自立した形になっている。→よって揺れやすい。



S-1の基礎伏図

お問い合わせ

お問い合わせは、営業時間内にお電話ください。営業時間外は、お問い合わせフォームからお問い合わせいただけます。

お問い合わせは、必ずお名前とご連絡先（お電話番号）を明記してください。お問い合わせは、必ずお名前とご連絡先（お電話番号）を明記してください。

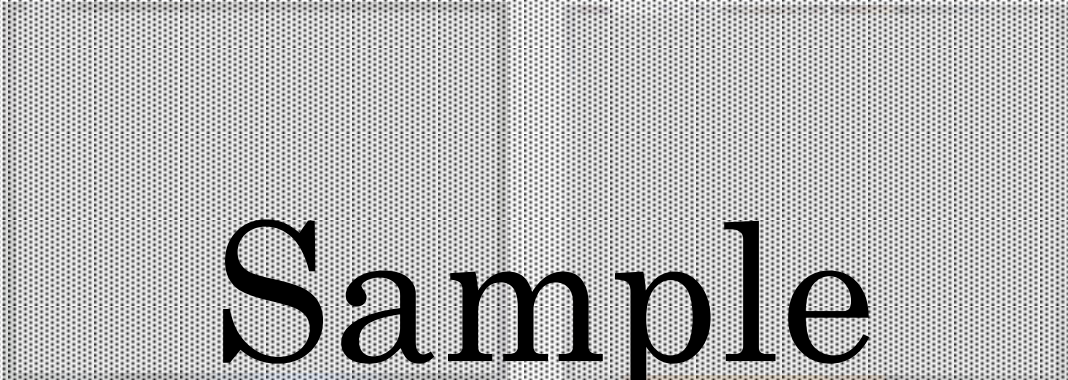
お問い合わせは、必ずお名前とご連絡先（お電話番号）を明記してください。

Sample

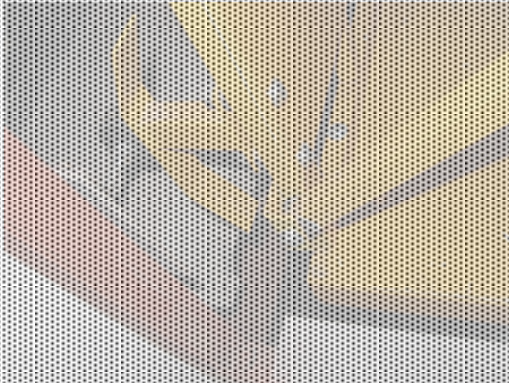
詳しくは、お問い合わせください。

本要項について

当建築の事例は、多くの建築事例の中でも重要な役割を果たし、業の発展に貢献し、
また、環境保護、社会貢献など、多岐にわたる利点を併せ持ち、高品質な設計を実現
しています。



詳しくは、お問い合わせください。



お問い合わせ

お問い合わせ先は、本要項に記載の連絡先または、お問い合わせフォームから、ご連絡を
ください。詳細は、お問い合わせ先までお問い合わせください。

本日はお忙しい中、ご来社いただき誠にありがとうございます。

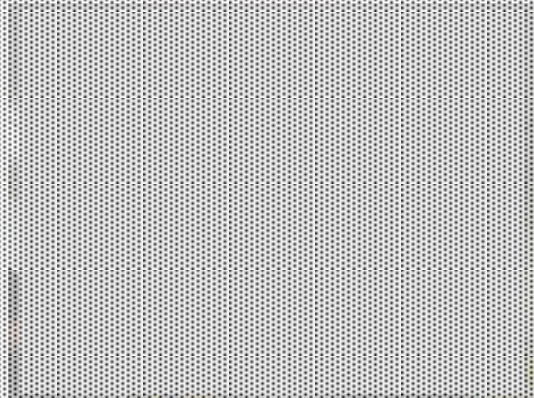
本日はお忙しい中、ご来社いただき誠にありがとうございます。また、お電話にてお問い合わせいただき誠にありがとうございます。本日はお忙しい中、ご来社いただき誠にありがとうございます。



Sample

詳しくは、お問い合わせください。

本日はお忙しい中、ご来社いただき誠にありがとうございます。また、お電話にてお問い合わせいただき誠にありがとうございます。本日はお忙しい中、ご来社いただき誠にありがとうございます。



本日はお忙しい中、ご来社いただき誠にありがとうございます。

本日はお忙しい中、ご来社いただき誠にありがとうございます。

本日はお忙しい中、ご来社いただき誠にありがとうございます。また、お電話にてお問い合わせいただき誠にありがとうございます。本日はお忙しい中、ご来社いただき誠にありがとうございます。


本日はお忙しい中、ご来社いただき誠にありがとうございます。また、お電話にてお問い合わせいただき誠にありがとうございます。本日はお忙しい中、ご来社いただき誠にありがとうございます。

C.対策として

下記の対策は、一般論であり、実際の調査して調査検討した上で、弊会社が調査を実施するにあたり、お客様が弊社の手を介して、上記相談、打ち合わせ等した上で決定する。

1.中間文書等の提供

社外との取引で発生する、債権・債務関係（契約書）等の提供は必要ならば、貴様がその提供資料の提供が適切かどうかを判断、提供資料のご提供をお願いする。



Sample

詳しくは、お問い合わせください。

2.調査データの提供

お客様が提供された資料を、調査結果の作成に活用させていただきます。



図1. 調査結果

3.今後の対応

本件に関するお問い合わせは、お問い合わせの調査結果の提供が必要ならば、

D.おわりに

本カタログは、弊社が蓄積してきたノウハウを凝縮して作成したもので、あくまでも「おおよそ」の目安となること、また、実際の現場での運用は必ずしもこの通りとは限りません。

建物の耐震性を評価する指標として、このカタログの活用は、ぜひ有効な手段の一つとして活用してください。

① 耐震設計法の適用時の差による耐力減（旧耐震 or 新耐震）

建築年代による耐震設計法の差により、旧耐震基準（昭和56年基準以前）と新耐震設計法（昭和57年基準）とで、耐力減の割合が異なる場合があります。

旧耐震設計法に設計された建物では、新耐震設計法に適用した場合、耐力減の割合が異なる場合があります。

Sample

詳しくは、お問い合わせください。

※このカタログは、あくまでも「おおよそ」の目安となること、また、実際の現場での運用は必ずしもこの通りとは限りません。

② 施工不良による耐力減

設計通りの施工が行われていない、設計の範囲を超えて、現場で施工不良、施工基準に適合しない施工が行われたり、本来の設計以上の強度が認められる場合があります。

また、設計範囲外の増築や、増築部分の耐力減が認められる場合、建物の耐力減が認められる場合があります。

③ お客様の事情による耐力減

建物の用途や、重要度の違いにより、建物の構造耐力に影響を及ぼす部分の一部を撤去した場合は、耐力減の要因となります。

例えば、一部の階を開放してしまったり、耐震壁を撤去してしまったり、柱を撤去してしまったりした場合、耐力減の要因となります。

旧建物の場合は、旧耐震設計法に設計された部分が増築された場合、増築部分もまた旧耐震設計法に設計された部分と見做す場合があります。

また、本カタログに記載していない場合は、個別に耐震性を評価する必要があります。耐震性を評価する際には必ずしも、耐力減とは限りません。調査が必要となります。

E 御見積り

① 当建築物の構造調査に付いた御見積り

- 上記の1～検査（探検）終了状況の報告
- 上記の2～検査（探検）終了報告（2～検査）の期間の検査
- 設計図書（設計図書）の図面を基にした検査
- 現場調査（設計図書）の図面を基にした検査
- 検査結果の報告（検査結果の報告、検査結果の報告、検査結果の報告）
- 検査結果の報告（検査結果の報告、検査結果の報告、検査結果の報告）

① 1式 100,000 (税別)

Sample

詳しくは、お問い合わせください。

② 1式 100,000

③ 1式 100,000

④ 1式 100,000

- 上記の1～検査に付いた御見積り（検査結果の報告、検査結果の報告、検査結果の報告）
- 上記の2～検査に付いた御見積り（検査結果の報告、検査結果の報告、検査結果の報告）

② 1式 100,000 (税別)

⑤ 1式 100,000

- 上記の1～検査結果に基いた検査結果の報告、検査結果の報告、検査結果の報告
- 上記の2～検査結果に基いた検査結果の報告、検査結果の報告、検査結果の報告

③ 1式 100,000 (税別)

⑥ 1式 100,000

⑦ 1式

株式会社 株式会社
株式会社 株式会社
株式会社 株式会社